
第3期

川崎市文化芸術振興計画

【概要版】

令和6（2024）年3月

川崎市

第3期文化芸術振興計画の策定にあたって

1 策定の経緯

川崎市では、文化芸術振興基本法（旧法）に基づき、文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、平成17(2005)年4月に「川崎市文化芸術振興条例」を制定しました。

この振興条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20(2008)年3月に「川崎市文化芸術振興計画」を策定し、さらに平成26(2014)年3月には概ね10年間を計画期間とする「第2期川崎市文化芸術振興計画」を策定、計画期間の中間年である平成30(2018)年度に「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」として改訂しました。

この度、第2期計画（改訂版）の最終年度を迎えることから、社会状況の変化や国の動向、本市の取組など、文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえて見直しを行い、令和6（2024）年度から10年間を計画期間とする「第3期川崎市文化芸術振興計画」を策定し、引き続き文化芸術振興施策を推進していきます。

2 計画の策定の方針

第2期計画（改訂版）の策定以降、社会状況の変化や、国における計画の策定や法律の改正、本市においては、新たなミュージアムの整備に向けた取組など、文化芸術を取り巻く様々な状況の変化がありました。

文化芸術の振興は、中長期的な取組によって成果が現れると考えられ、本市の文化芸術の振興に関して基本理念を定めるとともに、市、市民及び企業の役割や文化芸術振興施策の基本事項を定めた、振興条例を踏まえたものである第2期計画（改訂版）の基本方針などを踏襲しつつ、第2期計画（改訂版）の策定以降の状況の変化等を踏まえて、必要な見直しなどを行います。

それにより、文化芸術を通じたダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を推進するため、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、市民や文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図ってまいります。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。しかしながら、社会情勢の変化や国の文化芸術推進基本計画、本市の総合計画などの状況を踏まえ、5年で検証し、必要に応じて見直しを行います。

本計画の体系と施策の展開

1 本計画で目指すまちの姿

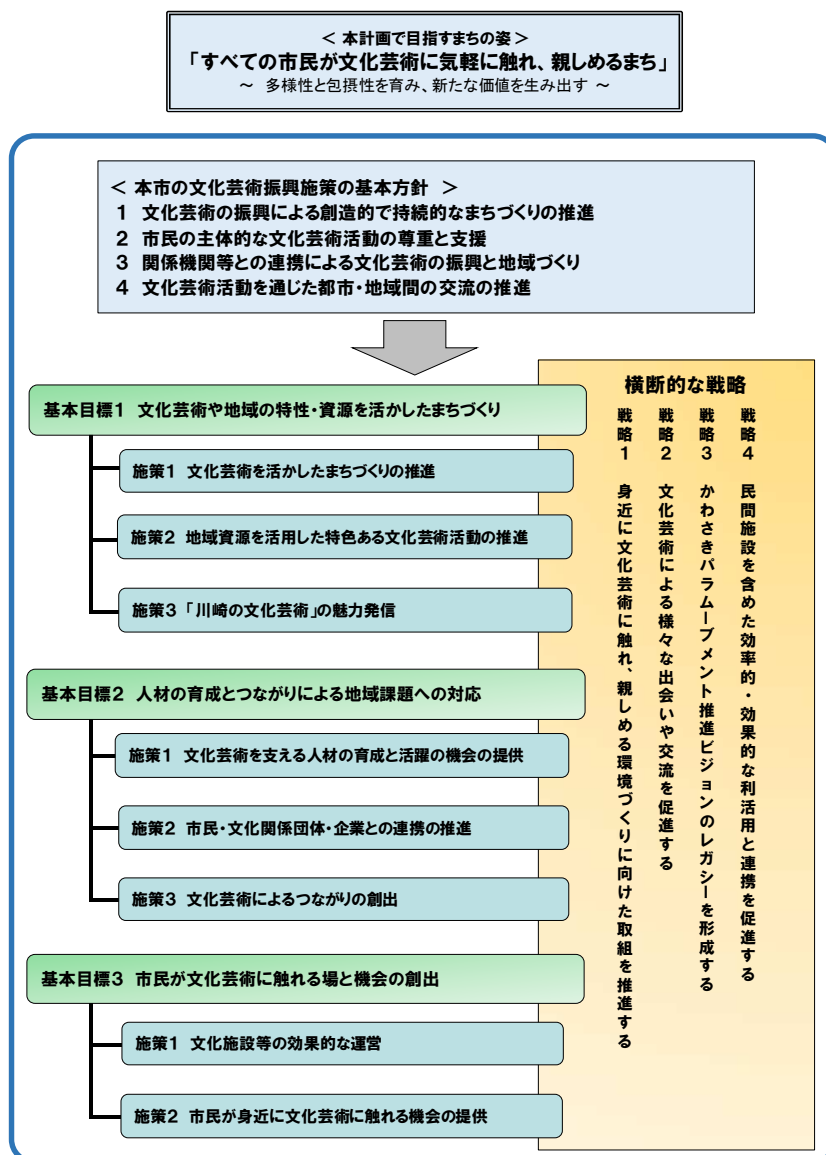
誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流が促進されるとともに、自由で多彩な創作活動が生まれ、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すなど、「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す～」を本計画で目指すまちの姿とします。

「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」

～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す ～

2 計画の体系

本計画で目指すまちの姿を達成するため、今後の一層の文化芸術振興を図る3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策を定め、横断的な戦略を取り入れつつ、具体的な取組を進めていきます。



3 基本目標と施策の展開

基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

音楽や映像をはじめとして、歴史や伝統文化、若者文化に加え、地域に根ざした文化芸術活動など、市内の文化芸術資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を積極的に発信し、市民の地域への愛着を増進するとともに都市イメージの更なる向上を図ります。

施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりにつなげることにより、心豊かな社会が形成され、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

| | |
|-----|------------------------|
| 取組1 | 音楽によるまちづくり |
| 取組2 | 映像によるまちづくり |
| 取組3 | 「アート・フォー・オール」に向けたまちづくり |

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿って南北に長い川崎では、それぞれの地域において特色のある文化芸術や民俗芸能が育まれてきました。また、東海道など江戸時代から栄えた街道筋、生田緑地や新百合ヶ丘周辺の文化施設が多く集まる地域では、それぞれの地域資源を活かした文化芸術活動が行われています。

これら、南北に長い川崎の地形の特徴を踏まえつつ、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。

| | |
|-----|----------------------------|
| 取組1 | 街道筋の文化芸術を活用したまちづくり |
| 取組2 | 生田緑地に点在する文化施設が連携した地域の魅力の発信 |
| 取組3 | 芸術のまちづくり |
| 取組4 | 多摩川を活用したまちづくり |
| 取組5 | 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり |
| 取組6 | 企業・産業が生み出す文化芸術の活用 |

施策3 「川崎の文化芸術」の魅力発信

個性と魅力あふれる川崎の文化芸術を戦略的に発信することにより、都市イメージの向上によるシビックプライドを醸成するとともに、市内外や国外から人々を呼び込み、にぎわいのあるまちづくりや地域などでの文化交流を図ります。

また、最近では、若い世代を中心にブレイキン、ミューラルアートなどストリートカルチャーが注目を集めており、新たな川崎の文化芸術の発信を進めます。

| | |
|-----|---------------|
| 取組1 | 魅力的な文化芸術事業の発信 |
| 取組2 | 文化交流の推進 |
| 取組3 | 若者文化の発信 |

基本目標2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養(かんよう)することから、子どもたちに文化芸術鑑賞や体験などの機会を提供することはとても重要です。また、子どもたちが様々な文化芸術に触れ、楽しめる環境を作ることによって、地域の文化芸術活動を支える人材になることも期待できることから、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を提供し、人材の育成を図っていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、つながることで、地域全体で文化芸術の振興を図るとともに、アートによるつながりを生み、孤独の解消など地域課題の解決にも寄与していきます。

施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う子どもや若者が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。

| | |
|-----|----------------------|
| 取組1 | 子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実 |
| 取組2 | ボランティアの育成と活躍機会の拡充 |
| 取組3 | 若手芸術家等の育成支援 |

施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な主体が文化芸術活動を行っています。今後も相互の情報の共有を進め、これら活動主体や行政が連携した総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

| | |
|-----|----------------|
| 取組1 | ネットワークづくりの推進 |
| 取組2 | 文化芸術の様々な分野への活用 |
| 取組3 | 文化芸術活動の連携の促進 |

施策3 文化芸術によるつながりの創出

文化芸術は、人と人との心のつながりを生み、社会的包摂性を育むとともに、様々な価値観などを認め合う寛容な多様性も育むことができます。

文化芸術活動の機会の提供や情報整備などの環境づくりを推進することによって、多様な市民の参加を促進し、地域のつながりを強めるなど様々なつながりを創出して、孤独の解消など地域課題の解決にも寄与していきます。

| | |
|-----|----------------------|
| 取組1 | 誰もが文化芸術活動に参加できる機会の提供 |
| 取組2 | アートコミュニティの形成 |
| 取組3 | 文化芸術活動を行うための情報環境の整備 |

基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出

市内では、美術館やホール等の文化施設での鑑賞だけでなく、文化団体等による美術、音楽、演劇、伝統文化や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承などの多様な文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより、魅力にあふれ、市民がシビックプライドをもって暮らすことができるよう進めていきます。

施策1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点ともなる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、楽しみ、親しむことができる環境を提供していきます。

| | |
|-----|---------------------|
| 取組1 | 施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施 |
| 取組2 | 施設間の連携・協力 |
| 取組3 | 文化施設等のアウトリーチ活動の充実 |
| 取組4 | バリアフリーの推進 |
| 取組5 | 専門人材の養成 |
| 取組6 | 計画的な修繕の実施 |

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において市民が文化芸術に気軽に触れ、楽しむことができる環境づくりや、デジタル技術の活用を推進し Web での作品などのコンテンツの掲載を行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、美術館等に足を運びにくい環境の方々にも文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。

| | |
|-----|------------------------|
| 取組1 | 身近に文化芸術に触れる機会の充実 |
| 取組2 | 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定 |
| 取組3 | 文化芸術活動を行う環境の拡充 |
| 取組4 | 文化芸術活動を発表する場の提供 |

4 横断的な戦略

文化芸術の振興にあたり、3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策に基づく各取組を進めていくだけではなく、次の4つの「横断的な戦略」の実施可能な部分を各々の取組に取り入れることで、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流を促進させ、「本計画の目指すまちの姿」を形成していきます。

戦略1 身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する

戦略2 文化芸術による様々な出会いや交流を促進する

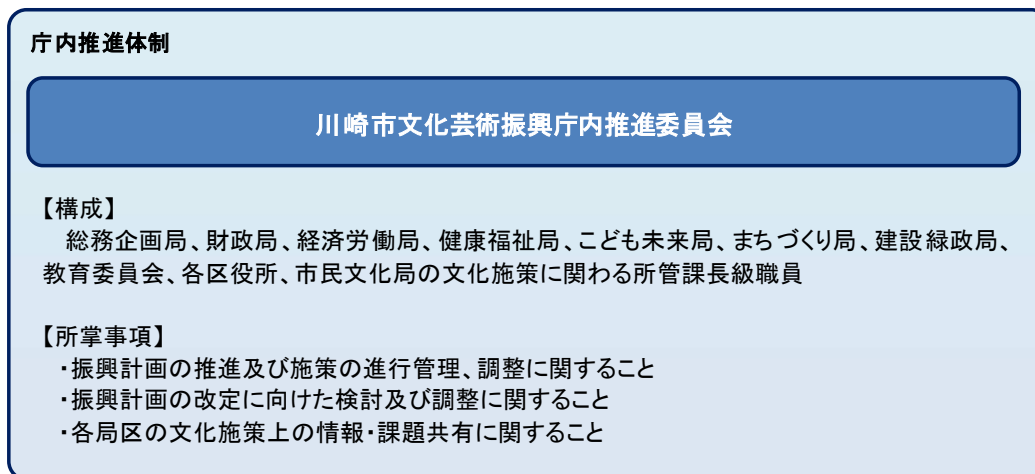
戦略3 かわさきパラムーブメント推進ビジョンのレガシーを形成する

戦略4 民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する

1 連携による本計画の推進

(1) 庁内連携

「川崎市文化芸術振興庁内推進委員会」を設置し、中長期的な文化施策のあり方、連携方策等の検討・調整を行っていくほか、本計画の進捗管理も行っていきます。



(2) 公益財団法人川崎市文化財団との連携

市と文化財団はさらに連携を深め、文化芸術がより一層振興されるよう連携・協働を深めていきます。

《市と文化財団との役割分担》

| | |
|------|---|
| 市 | 市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策の推進を通じ、文化芸術が持つ本質的価値によるまちづくりを進める |
| 文化財団 | イベント等の事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組など専門的な組織としての役割を担う |

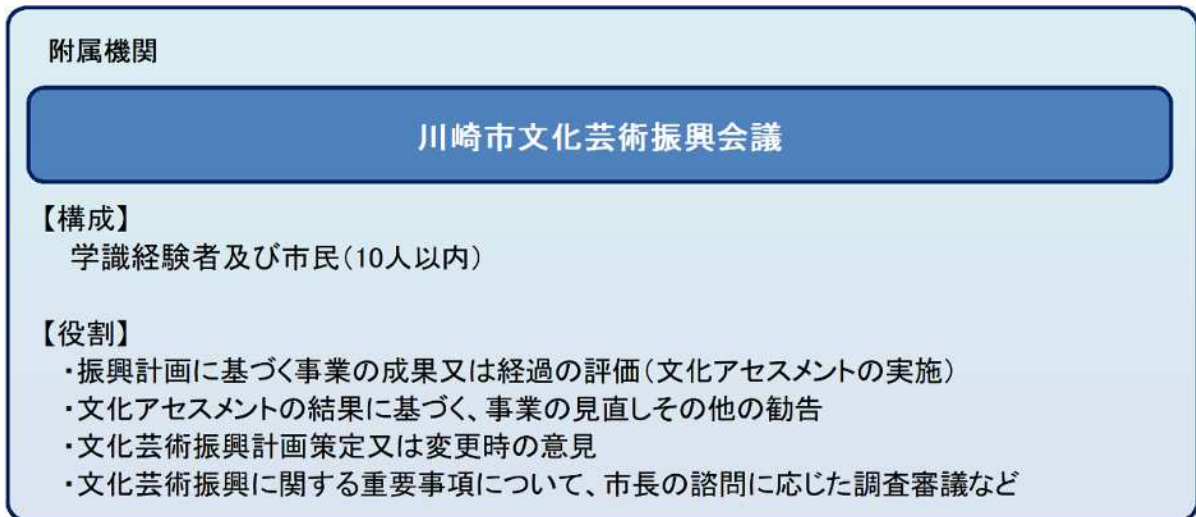
(3) 文化団体、大学、企業等との連携

文化団体、大学、企業等の多様な主体と連携を図り、更なる本市の文化芸術振興を推進していきます。

2 計画の進行管理・評価の体制

(1) 川崎市文化芸術振興会議による進行管理等

本計画の推進にあたっては、振興会議からの様々な意見を参考にするとともに、文化アセスメントを受けながら進捗を図っていきます。



(2) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント

振興条例第8条に基づき、振興会議が文化アセスメントを実施し、本計画上の事業の取組の進捗と方向性を検証していきます。

(3) 計画の年度管理

文化芸術振興庁内推進委員会において、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へつなげることなどにより、文化芸術の振興における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っていきます。